

# 各県教育例規集における教員勤務成績

## 評定規則の基礎的分析

前 原 健 二

### 1. 分析の課題と対象

本稿は、各都道府県のいわゆる教育例規集に搭載された教員の勤務成績評定規則の特徴を分析しようとするものである。もちろん網羅的な分析は現在のところ筆者の手に余る作業であり、また教育例規集に載せられた規則が必ずしも各県の勤務評定の実態を反映したものではないこともいうまでもない。しかし現行制度上、教員の勤務評定は各地方自治体の権限事項であり、全国画一的な制度によっておこなわれるものでない以上、教員の勤務評定の全国的な動向を検討するにあたっては、まず各県の規則の概要を把握することが必要であると考えられる。

本稿の作業は次のような限定の下に行われる。

- ① 参照した教育例規集は、1992年5月現在で東京大学教育学部教育行政学研究室が収集・所蔵しているもののみである（後出）。したがってそれ以外の県の状況については触れることができない。
- ② 分析する規則は上記の教育例規集に搭載されているもののみである。したがって教育例規集に当該規則が搭載されていないいくつかの県については考察の対象から外した。
- ③ 市町村立学校の教員を対象とした規則に限定した。したがって校長・教頭・事務職員や県立学校教職員を対象としたものは参照していない。
- ④ 勤務評定の様式をはじめ、具体的な実施要領については多くの県で教育例規集に搭載されていない。したがって勤務評定の具体的な様式についての分析はごく少数の県についてのみおこなった。

### 2. 各県教育例規集および勤務評定規則

分析の対象とする教育例規集および勤務評定規則は次の通りである（31都府県）。教育例規集の名称・編者、勤務評定規則の名称・制定年月日、そして実施要領等が搭載されている場合にはその名称・制定年月日、の順でしるす。なお勤務評定規則が搭載されていない場合には「欠」としるす。

#### 青森県

教育関係者必携 青森県教育庁編

青森県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年5月2日

#### 岩手県

教育関係者必携 岩手県教育委員会編  
岩手県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年4月30日  
教職員の勤務評定の実施について  
昭和33年5月21日

#### 宮城県

必携教育関係法規 県教育庁行政課編  
市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年5月2日

#### 秋田県

教育関係職員必携 秋田県教育庁編  
秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年4月30日

#### 山形県

教育関係職員必携 山形県教育庁編  
山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年4月30日

#### 福島県

教育関係者必携 福島県教育庁編  
福島県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年4月30日  
福島県立学校職員並びに福島県市町村立学校職員の勤務評定実施要領  
昭和33年5月21日

#### 茨城県

教育例規集 茨城県教育委員会編  
茨城県立学校並びに市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則  
昭和33年4月25日  
茨城県立学校並びに市町村立学校教職員の勤務成績の

評定に関する規則の施行並びに勤務成績の評定の実施  
について

昭和33年 4月26日

**栃木県**

教育関係者必携 栃木県教育委員会編

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 5月28日

**群馬県**

教育関係事務必携 群馬県教育委員会事務局部長室編

群馬県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 5月16日

群馬県公立学校職員の勤務評定実施要領

昭和33年 7月 2日

**埼玉県**

教育関係職員必携 埼玉県教育局管理部総務課編

埼玉県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 4月24日

学校職員の勤務評定書等に関する規則

昭和34年 7月22日

埼玉県公立学校職員の勤務評定実施規程

昭和34年 7月22日

**千葉県**

教育関係職員必携 千葉県教育庁編

千葉県市町村立学校職員等の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 6月16日

千葉県公立学校職員等勤務評定実施規程

昭和33年 6月16日

**東京都**

教育例規集 東京都教育庁総務部編

東京都市町村立学校教育職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 4月23日

**神奈川県**

教育関係法規集 神奈川県教育庁管理部総務室監修

神奈川県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和35年10月14日

神奈川県公立学校職員の勤務評定実施要領

昭和52年 2月15日

**新潟県**

教育関係職員必携 新潟県教育委員会編

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規

則

昭和33年 5月16日

学校職員の勤務評定に関する規則の運用について

昭和33年 7月10日

**石川県**

教育関係例規集 石川県教育委員会事務局庶務課編

石川県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 5月 7日

**山梨県**

教育関係職員必携 山梨県教育庁総務課編

山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 6月18日

**長野県**

教育関係職員必携 長野県教育委員会編

長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和34年 2月 9日

**静岡県**

教育関係職員必携 静岡県教育委員会総務課内法令研究会編

静岡県公立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 5月 2日

**三重県**

教育法規集 三重県教育委員会事務局編

三重県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年 4月30日

三重県公立学校職員の勤務評定実施要領

昭和33年 6月25日

**大阪府**

教育例規集 大阪府教育委員会編

府費負担教職員の勤務評定に関する規則

昭和33年10月31日

**兵庫県**

教育実務必携 兵庫県教育委員会編

兵庫県市町村立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和39年 4月 1日

**京都府**

教育関係例規集 京都府教育庁総務課編

欠

**鳥取県**

教育関係法令要覧 鳥取県教育調査研究協会編

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年5月2日

鳥取県市町村立学校職員及び鳥取県立学校職員の勤務成績評定書並びに勤務評定報告書

昭和35年9月28日

#### 広島県

教育法規集 広島県教育委員会事務局管理部総務課編  
広島県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年5月1日

#### 徳島県

教育関係職員必携 徳島県教育委員会編  
徳島県立高等学校規則及び市町村立学校の設置、管理及び運営に関する規則による勤務評定実施要領

昭和33年12月9日

#### 愛媛県

教育関係法令要覧 愛媛県教育委員会事務局管理部総務厚生課編

愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年3月1日

#### 佐賀県

教育必携 佐賀県教育庁総務課編  
欠

#### 長崎県

教育必携 長崎県教育庁総務課編  
長崎県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年5月27日

#### 熊本県

教育関係者必携 熊本県教育庁総務福利課編  
熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年5月13日

#### 大分県

教育関係者必携 大分県教育庁総務課編  
欠

#### 鹿児島県

教育関係者必携 鹿児島県教育庁総務福利課編  
市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

昭和33年7月22日

以上の31都府県のうち、勤務評定規則を参照することのできた28都府県について、勤務評定の種類は次のように定められている。

- ① 定期評定・条件評定・臨時評定の三種とするもの  
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 群馬  
埼玉 千葉 東京 新潟 山梨 静岡 三重 鳥取  
広島 徳島 愛媛 長崎 熊本 鹿児島
- ② 定期評定・臨時評定の二種とするもの  
大阪 兵庫
- ③ 定期評定・条件評定の二種とするもの  
石川
- ④ 定期評定・特別評定の二種とするもの  
栃木 神奈川 長野

### 3. 勤務評定の目的規定

教員の勤務評定の根拠法規である地方公務員法および地教法・同法施行令などは特に勤務評定の目的についての規定を置いていない。昭和32年12月10日付の都道府県教育長協議会決定にかかる「〇〇〇県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（案）」も同様である。しかし各県の規則の中には独自の目的規定を持つものもある。それらを次にあげておく。なおそれが勤務評定規則に含まれている場合には条数を、実施要領等に含まれている場合にはその名称と条数・項数等を付記する。

〈岩手県〉

「教員の勤務評定の実施について

- 1 趣旨 およそ人事管理は、職員の勤務実績や能力に即応して行われるもので、わが国の公務員制度も、職員の勤務実績や能力に応じた人事管理を原則としており、公正、かつ、妥当な人事管理を行うための基礎資料として勤務評定が考えられている。／勤務評定のまだ行われていない職場においても、従来まったく成績の評価が行われなかったわけではなく、一般にいわゆるカンと記憶による主観的な評価をもとにして人事管理上の措置が行われ、本県の職員についても素朴な方式により勤務成績の評価が行われてきたところである。／今回実施しようとする勤務評定制度は、従前のような人事管理にとまらぬ成績評価を、組織的に、かつ、統一的に、これを責任ある公式の記録とすることによって評定の客観性を増しより公正、かつ、妥当なものにし、教職員の研修、褒章、適正配置その他の人事を行う等適切な行政措置を講じるための基礎資料を得ようとするものである。そして、この公正、かつ、妥当な評定結果に応じた教職員の人事管理によって、職員の資質の向上をはかり、志気を高め、明るい協力し合う人間関係と職務能率の合理的増進により教育効果の向上を期待するものである。

〈宮城県〉

第1条 もって公正な人事管理を行うため必要な基礎資料を得ることを目的とする。

〈福島県〉

「福島県立学校職員並びに福島県市町村立学校職員の勤務評定実施要領」

2 勤務評定の趣旨 勤務評定は、一定の手續に従い、職員の執務についての成績を評定して、これを記録し、職員の適正配置、研修、指導、褒章、その他、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものである。

〈東京都〉

第2条（目的） この規則は、職員の勤務成績を统一的に評定して、これを公正な人事行政を行う基礎資料の一とし、もって教育効果の向上を図ることを目的とする。

〈神奈川県〉

第1条 これを行うことにより、公正な人事管理並びに教育活動についての適切な指導及び助言に資し、もって教育効果の向上を図ることを目的とする。

〈長野県〉

「長野県市町村立学校職員の勤務成績の勤務評定実施要領」

1 趣旨 この勤務評定は、職員の職務および勤務について、その現在の状況を適確に把握し、これを手がかりとしてすぐれている点や伸長をはばんでいる点を見だし、これに応ずる研修、指導ならびに適正配置を行う資料を得るものである。／この実施によって、職員の資質の伸長、職務および勤務に対する意欲と熱意の高揚；ひいては本県教育水準の向上を期待するものである。

〈三重県〉

第1条（目的） 2項 勤務評定は、職員の勤務の実績とその実績を通じて見られた能力、性格及び適性とを分析、総合して行い、職員に対する指導、監督及び研修の指針と人事行政の参考とに資し、もって教育の効果の向上を期することを目的とする。

〈鳥取県〉

第2条（定義） 勤務評定とは、職員が割り当てられた職務と、責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の適性、性格を、この規定に定める手續により評定することをいう。

〈長崎県〉

第2条（意義） 勤務評定とは、人事管理の公正な基礎資料とするため、職員が与えられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られる特性、能力、

適性について、この規則に定める手續により評定することをいう。

#### 4. 勤務評定の評定要素

教育例規集のなかに勤務評定書の様式が掲載されており、評定要素を知ることができるのは岩手・宮城・福島・茨城・群馬・埼玉・千葉・神奈川・長野・三重の10県である。次にこれらの県の評定書にみられる評定要素を「○○○県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（案）」（昭和32年12月10日付の都道府県教育長協議会決定）と比較しておく。(1)勤務成績に関わる部分と(2)本人の適性・性格に関わる部分とに分けて分析する。

##### (1) 勤務成績に関わる評定要素

評定書の様式は一樣ではない。そこでここでは「○○○県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（案）」（以下「規則案」）が掲げる項目に該当する要素を含むかどうかを表にして示す（なお表記の都合上、各県がまったく独自に設けている項目については省略した）。なお神奈川県はきわめて特異な形式をとっているため、特に別記した。

① 職務の状況

「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
学級経営	1 学級経営は学校経営の基本に即しているか。	○	○	○	○	○	○	○		○
	2 学級は集団として親和し、秩序が保たれているか。	○		○	○	○	○			○
	3 学級内における児童・生徒の編制を教育的に配慮しているか。	○	○		○	○	○	○		○
	4 児童・生徒について、よく理解し、掌握しているか。	○	○	○	○	○	○	○		
	5 教室における備品、教材、教具、児童・生徒の作品等の整備がよく行きとどいているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 清潔、採光、換気、保温等保健上の配慮が行きとどいているか。	○	○	○	○	○		○	○	○
	7 他の学級との調和に努めているか。	○	○	○	○	○		○		
学習指導	1 学校の指導計画が適切に実施されるようくふうしているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 日々の指導に当って教材研究その他の準備をよく行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 熱意をもって学習指導に当たっているか。				○					
	4 指導内容は正確、適切であるか。	○	○	○	○	○	○	○		○
	5 児童・生徒全体をよく掌握して指導しているか。	○	○		○		○			
	6 指導方法は児童・生徒の実態に即しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 児童・生徒の能力差に応ずる配慮がなされているか。	○			○	○				○
	8 教科書その他の教材の活用を効果的に行っているか。	○	○	○	○	○	○	○		○
	9 家庭における学習についての指導が適切であるか。		○	○	○	○				○
生活指導	1 生活指導について具体的な計画を立てているか。	○	○	○	○	○		○		○
	2 生活指導、道徳教育を熱意をもって行っているか。				○		○			○
	3 基本的な生活習慣(しつけ)、道徳的心情や判断力を育成するためによく研究努力しているか。	○	○	○	○	○				○
	4 豊かな愛情をもって親切に指導を行っているか。	○			○					

「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
生活指導	5 児童・生徒の性格、境遇、悩み等を理解して指導を適切に行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 個々の児童・生徒の健康や安全の指導にじゅうぶん配慮しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 問題児の早期発見や指導に配慮しているか。	○	○	○	○	○				
	8 児童会、生徒会、ホームルーム、クラブ活動等の指導を適切に行っているか。	○	○	○	○	○	○	○		○
	9 儀式、行事等における指導がよくなされているか。		○	○	○	○	○	○		○
	10 校外における生活指導がなされているか。	○	○	○	○	○	○			○
	11 生徒の進路指導を適切に行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 家庭との連絡をよくとっているか。	○	○	○	○	○				○	
評価	1 適切な評価計画を立てているか。	○			○					
	2 計画に基づいて適切に評価を行っているか。	○			○	○	○	○	○	○
	3 評価の結果を適確に整理し、記録しているか。			○	○					
	4 評価の結果を指導の改善に役立てているか。		○	○	○	○	○	○	○	
	5 評価の結果について、家庭と適切に連絡をとっているか。				○					
研究修養	1 日頃、研究修養に努めているか。	○	○	○	○		○			○
	2 教育上必要な研究を熱心に行っているか。	○	○	○	○	○	○			○
	3 児童・生徒の指導と研究活動との調整をとっているか。				○	○				○
	4 研究の結果を指導の上によく生かしているか。	○	○	○	○	○	○			○
	5 指導計画をたえずくふう改善するように研究がなされているか。	○	○		○	○				
校務の処理	1 分掌した校務を積極的に処理しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 正確で間違いのない仕事をしているか。	○	○	○	○	○	○	○		○

各県教育例規集における教員勤務成績評定規則の基礎的分析

「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
校務の処理	3 仕事は必要なときに間に合うか。			○	○	○		○		○
	4 仕事の計画や企画はうまいか。	○		○	○			○		○
	5 諸表簿は正確に記録され、書類、資料、物品等の整理・整頓はなされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 規律に従って仕事をし、秘密を守っているか。	○	○	○	○	○	○			○
	7 同僚との連絡をよくとっているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8 仕事の報告を適確に行っているか。	○	○		○	○	○	○	○	○

② 特性・能力

「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
教育愛	1 児童・生徒に愛情をもっているか。					*1	*2	*3	*4	
	2 児童・生徒を正しく理解しているか。									
	3 教育に対する正しい信念をもっているか。									
	4 児童・生徒に親しまれているか。									
指導力 (知識・技能・熱意等)	1 教養や情操が豊かであるか。	○			○					
	2 職務に関する専門的な知識、技能を十分身につけているか。	○		○	○					○
	3 指導技術をよく身につけているか。	○			○					○
	4 児童・生徒に信頼されているか。			○	○					○
	5 判断が適確であるか。	○		○	○					
	6 創意くふうができるか。			○	○					○
	7 臨機の措置ができるか。			○	○					

「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
誠 実	1 勤勉に職務に精励するか。	○	○	○	○					
	2 正直で良心的であるか。	○	○	○	○					
	3 謙虚であるか。				○					
	4 言行が一致していて率先実行するか。		○	○	○					
	5 きちようめんであるか。				○					
責 任 感	1 教育者としての使命と職務についての責任を自覚しているか。		○		○					
	2 義務の履行，約束の実行が確実にできるか。		○	○	○					○
	3 自発的，積極的に職務上必要なことを行うか。		○	○	○					○
	4 困難な事態に際会したとき，責任をもって処理に務めているか。		○	○	○					○
	5 自己の失敗や誤りに対して責任を回避しないか。		○	○	○					○
公 正	1 えこひいきしないか。	○		○	○					
	2 判断にかたよりのないか。	○		○	○					
	3 正しいことを言いつつ行おうのに勇気があるか。	○		○	○					
	4 上司や有力者にへつらい，取り入ることがないか。	○								
	5 公私の区別をわきまえているか。	○		○	○					
寛 容 ・ 協 力	1 異なる意見，立場，習慣に対する理解力や包容力があるか。	○	○	○	○					○
	2 他人の欠点や誤りに対して寛容であるか。	○	○	○	○					
	3 同僚等に対して積極的に協力するか。	○	○	○	○					○
	4 自説にこだわることはないか。	○		○	○					



「規則案」の項目		岩手	宮城	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	長野	三重
寛容・協力	5 利己的・打算的などころはないか。	○		○	○					○
	6 自己の周囲をなごやかな空気にする事ができるか。	○	○	○	○					
品位	1 礼儀正しいか。									
	2 身体や服装が清潔であるか。									
	3 身辺の整理整頓が行きとどいているか。									
	4 生活態度が清廉であるか。		○							

\* 各県の評定要素の中に、「規則案」に該当する項目がある場合には○をつけた。ひとつの要素がふたつの項目にまたがったり、逆にふたつの項目がひとつにまとめられていたりする場合があるが、表現により適宜判断した。

\* 1群馬県は、特性・能力に関わる評価は文章表現によって示すとされているため、具体的な評定要素はない。

\* 2埼玉県では、特性・能力については次の5点のみが評定要素としてあげられている。

- ① 規律を守っているか。
- ② 誠意をもって仕事にあたっているか。
- ③ 協力して仕事をしているか。
- ④ 責任をもって仕事をしているか。
- ⑤ 公正な態度で仕事をしているか。

\* 3千葉県では、特性・能力については次の6点のみが評定要素としてあげられている。

- ① 〈責任感〉職務の遂行に当たって、常に責任ある態度を執っているか。
- ② 〈協力〉職務の遂行に当たって、他と積極的に協力しているか。
- ③ 〈積極性〉常に積極的に努力して職務遂行に当たっているか。
- ④ 〈公正〉判断や行動に偏りがなく、職務の遂行に当たって公平であるか。
- ⑤ 〈研究心〉職務の遂行に必要な事項について常に研究に努め、その結果を生かしているか。
- ⑥ 〈規律〉職務の遂行に当たって規則等を守り、節度ある服務をしているか。

\* 4長野県では、特性・能力については「勤務の態度」

として次の6点のみが評価要素にあげられている。

- ① 熱意をもって仕事にうちこんでいるか。
- ② 責任をもって仕事にあたっているか。
- ③ 公正な態度で仕事をしているか。
- ④ 協力して仕事をしているか。
- ⑤ 規律を守って仕事にあたっているか。
- ⑥ 建設的な意見をすすんでのべているか。

\* 神奈川県の評定の様式は、次の12項目について自分自身の見解を記入するというものである。

「この1年間の教育活動を通じ児童・生徒の実態に即して特に重点をおいて指導した項目」

1. 学習内容を精選し、基礎学力の充実を目指した。
2. 知識・技能の確実な定着を目指した。
3. 学習効果を高めるために教材・教具を工夫し、活用した。
4. 学習活動の中で特に経験的学習を重視した。
5. 学習指導の効果を高めるための評価方法等を工夫した。
6. 一人一人の児童・生徒の理解に努め、特性・特技の伸長を目指した。
7. 学習活動に必要な環境の整備に努めた。
8. 指導効果を高めるための協力方法の工夫に努めた。
9. 学習に対する興味・意欲等を高め、自主的態度の育成を目指した。
10. 集団活動を通して人間関係の育成を目指した。
11. 教育相談・進路指導を重視した。
12. 家庭との緊密な関係を重視した。

(2) 性格評語

「規則案」は被評定者の性格に関する記述について次のような評語例をあげている。

明朗, 陰気, 素直, わがまま, 上品, 下品, 淡白, 執念深い, 温和, 温厚, 粗暴, 重厚, 浅りよ, 実直, 慎重, 冷静, 沈着, 寛大, 狭量, 謙虚, きょう慢, 誠実, 不誠実, きちょうめん, だらしがない, まじめ, 不まじめ, ちみつ, むらき, 気なが, 短気, 頑固, 物静かである, 物やわかである, 親切, 不親切, 同情深い, 冷淡, 愛想がよい, 不愛想, 心情が豊か, 芸術家はだ, 地味, 派手, 勘が鋭い, のん気, 神経質, よく気がつく, 世話好き, 隠れた善行がある, 勝気, 内気, 孤独, 機敏, 鈍重, しんぼう強い, あきやすい, 礼儀正しい, 不作法, 人前ではっきり物がいえない, 無口, 能弁, 口べた, 大胆, 信念的, 妥協的, 理論的, 計画的, 独創的, 思索的, 常識的, 懐疑的, 利己的, 積極的, 消極的, 理想的, 現実的, 実際家的, 感情的, 理性的, 協調的, 反抗的, 依存的, 独断的, 調和的, 排他的, 自制的, 独善的, 献身的, 打算的, 社交的, 進取的, せん動的, 付和雷同。

上でもみた10県のうち, 宮城, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 長野は性格評語について例示を行っていない。岩手, 茨城, 三重の三県はこの「規則案」通りの評語を採用している。福島は多少の取捨選択をして例示している。

〈福島〉

積極的, きちょうめん, 神経質, 明朗, 無口, 消極的, 誠実, 勝気, 陰気偏屈, 慎重, 短気, 軽率, 温和, 感情的, 表裏がある, 理論的, まじめ, しんぼう強い, 素直, 親切, 淡白, 内気, あきやすい, 不親切, ふまじめ, 依存的, 打算的。

## 5 おわりに

以上に各県の教員勤務評定規則の概要をみてきた。冒頭にも触れたように, ここにみられるある程度の多様性が各県の教育についての考え方, あるべき教員像についての考え方の違いを反映していると考えるのは早計であろう。しかし現実にかこうした規則にのっとって教員の勤務評定が行われている以上, こうした多様性に単に形式的な意味以上のものはないと考えることはできない。冒頭に記したようないくつかの限定の下にあるとはいえ, 全国の勤務評定制度の動態を検討しようとするとき, 本稿のような分析は不可欠の基礎作業であるということができよう。